平成２５年（フ）第７８３号
仙台市宮城野区福室５丁目７－８　アリス高砂第一Ｂ207号室、住民票上の住所宮城県伊具郡丸森町大張川張字腰当20番地２
債務者　佐藤　　幸
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７８９号
宮城県名取市愛の杜１丁目16番地の26
債務者　鈴木　康朗
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
石川県金沢市米泉町３丁目26番地　エクセルハウス203号室、申立時の住所富山県高岡市中曽根2121番地　アモール201号室
債務者　後藤美都子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第３３１号
山梨県甲府市中央４丁目１番10号　プレステージ横田ビル205号
債務者　佐藤　裕美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
滋賀県彦根市小泉町657番地　プチ・フォーレ101号、事業所所在地滋賀県彦根市小泉町673－３
債務者　味工房とび辰こと　上田　辰則
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４５４号
兵庫県姫路市東夢前台２丁目65番地県住９－309
債務者　石坂　孝紀
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４５５号
兵庫県姫路市東夢前台２丁目65番地県住９－309
債務者　石坂　典子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４７８号
兵庫県加古郡稲美町国安995番地の１国安団地４棟103号
債務者　西村　則夫
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５０９号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中１丁目27番地６
債務者　宮凪　久佳（旧姓弟子丸）
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５１２号
兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古29番地ＬＥＧＡＣＹ　ＧＡＲＤＥＮ壱番館105号
債務者　村上　健二
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５１４号
兵庫県加古川市西神吉町宮前821番地の61、従前の住所神戸市西区福吉台１丁目７番地の１　市住１－303号
債務者　林　　信行
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５２０号
兵庫県加古川市野口町良野145番地の29
債務者　坂田　洋子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５２８号
兵庫県加古川市野口町良野235番地の９
債務者　山岡　秀明
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５７３号
兵庫県姫路市白浜町丙425番地12
債務者　関口　暢子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４４４号
奈良市学園緑ケ丘３丁目16番６号
債務者　久保喜久祐
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１１２６号
広島県安芸郡府中町八幡４丁目２番20―202号
債務者　松重　和枝（旧姓兒玉）
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３２号
福岡県嘉麻市岩崎1486番地３
債務者　桑原あけみ
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部